

意見案第 2 号

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうに係る周知及び適切な措置に向けた
取り組みの推進を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会議規則（昭和 62 年議会議規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

平成 28 年 3 月 14 日

提出者 富良野市議会議員 渋谷正文 ⑩

賛成者 同 黒岩岳雄 ⑩

同 同 萩原弘之 ⑩

同 同 広瀬寛人 ⑩

同 同 宇治則幸 ⑩

同 同 大栗民江 ⑩

- 提出先 - 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
文部科学大臣

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうに係る周知及び適切な措置に向けた 取り組みの推進を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病である。いわゆる脳しんとうとは軽度外傷性脳損傷の類いとされる。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、においや味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など、複雑かつ多様である。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人からさまざまな自覚症状が示されているにもかかわらず、磁気共鳴画像（MRI）などの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースもあり、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状である。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられる。

世界保健機関（WHO）においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところである。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうについて、国民、自治体、企業、幼稚園、保育所及び学校など教育機関、スポーツ諸団体等への啓発の徹底を行い、適切な対応、応急処置をとれるように対策を図ること。
- 2 軽度外傷性脳損傷の起こりうる現場の責任者・監督者（各学校などの教師・保健師・スポーツコーチなど）においては、SCAT（スポーツ脳しんとうに関する国際会議において開発された脳しんとう後の状態を評価するための標準的なツール）の携帯を図り、重大事故発生の予防につなげることが重要であると認識し、応急処置、即時対応をできるようにすること。
- 3 軽度外傷性脳損傷の症状に含まれる画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定については、当該認定に当たり厚生労働省に報告し、同省において個別に判断することとされているが、これらの事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき適切に認定が行われるよう所定の措置を講ずること。

4 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうを疑った場合には、直ちに適切な専門医の診断を受け、CT/MRIだけではなく、神経学的検査の受診を義務づけるとともに、予後の経過観察や患者の家族への報告を行うよう、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月18日

富良野市議会